

ありまつ なるみしぼり てくく ぎじゅつ  
有松・鳴海絞手括り技術

## ＜概要＞

## 保持団体

ありまつ なるみしぼり てくく ぎじゅつ ほんかい  
有松・鳴海絞手括り技術保存会

名古屋市緑区有松、愛知県絞工業組合内

名古屋市緑区の有松、鳴海地区では、江戸時代から絞製品<sup>(※1)</sup>の製造と販売が行われてきた。制作工程は、図案、型紙彫り、下絵刷り、括り、染色、糸抜き、仕上整理の順に進行する。これらのうち最も中核的な工程の一つが、括り作業である。括り方は百数十種類あるとも言われるが、特に古くから広範囲に行われた伝統的な手括り技術が、巻上絞、三浦絞、鹿の子絞である。

愛知県絞工業組合は2009年から、技術者育成事業「絞Lab<sup>しぼりラボ</sup>」を実施している。本事業では伝統的工芸品<sup>(※2)</sup>「有松・鳴海絞」の伝統工芸士<sup>(※3)</sup>が講師となって、上記の三技法について生徒に直接指導して、当地における絞り技術者を長期的かつ組織的に育成している。絞Labの修了生によって「有松・鳴海絞手括り技術保存会」が設置され、本会の構成員は絞Labで習得した伝統的な手括り技術を実践しつつ、独自の製品づくりに取り組んでいる。

絞Lab及びその修了生で構成される本保存会は、産地における伝統的な技術の保存と継承を長期的かつ組織的に実践し、伝統的工芸品産業のみならず、芸術・文化の継承と発展に寄与している。これらのことから、愛知県絞工業組合の技術者育成事業で指導、習得する、縫い巻上絞、三浦絞、鹿の子絞の三種からなる「有松・鳴海絞手括り技術」を愛知県登録無形文化財（工芸技術）として登録し、有松・鳴海絞手括り技術保存会をその保持団体として認定する。

- 
- (※1) 絞製品 生地を糸で括って防染する部分を作り、染色して、防染部分と染色部分とによって、模様を表したもの。
- (※2) 伝統的工芸品 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（通称「伝産法」）に基づき、経済産業大臣が指定するもの。愛知県内ではこれまでに15件が指定されている。「有松・鳴海絞」は、県内では最も指定が早く、1975年9月に指定された。
- (※3) 伝統工芸士 「伝産法」に基づき、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が認定する技術者。伝統的工芸品の産地で12年以上の経験を有し、実技等の試験をクリアした、産地における中核的な技術者。

ぬ まきあげしぼり  
縫い巻上 絞

下絵の粒（「青花」）に沿って平縫いして、ホウズキ形に縫い締め、ホウズキ部の襷を整えて、縫い締めた部分から中心に向かって巻き上げて括る技法。

括った状態（染色前）



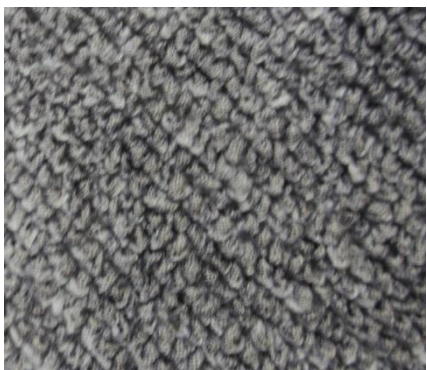
染色、糸抜き後



ひきた みうらしぼり  
疋田三浦 絞（三浦絞の一種）

基準になる粒が、田菱の割り目紋様状に予め生地の下絵刷りしてある。その粒を左端から右斜め(45度)の方向に、一粒ずつ糸を一巻きして括り締めてゆく技法。

括った状態（染色前）



染色、糸抜き後



よこびきか の こしぼり  
横引鹿の子 絞（鹿の子絞の一種）

三浦絞は防染された白色部が繋がって模様を形成するのに対し、鹿の子では白色部が間隔を置いて模様を形成する。一粒に対して糸を積み上げるように二～四巻きしている。

括った状態（染色後）



糸抜き後





ぬ まきあげしぼり  
縫い巻上絞

一反（長さ約13m、幅約38cm）の全面に下絵刷りされた七宝繋ぎ文様を、縫い巻上絞技術によって縫い括っている（画像は縫い工程）。



ぬ まきあげしぼり  
縫い巻上絞

「絞り台」の木製柱に金属製の腕金を取り付けられ、腕金の先端に括り糸が留められている。縫い締めた部分に、括り糸を巻き上げて括っている。



か の こしぼり  
鹿の子絞

「絞り台」の木製柱に金属製の腕金を取り付けられ、腕金の先端に鉤針（かぎはり）が固着されている。鉤針に布（文様部）を掛け、糸を巻き上げて括っている。